

特許庁の地域団体商標（地域ブランド）認定登録に伴う 「伊勢茶商標」使用の取り扱いについて

（平成19年3月26日、三重県茶業会議所役員会決定）

平成18年4月の地域ブランド保護に関する商標法改正で、「伊勢茶」が地域団体商標（地域ブランド）として認定登録されたのに伴い、今後の伊勢茶商標の使用については下記によるものとする。

1. 使用者の範囲

(1) 三重県内の茶生産者、茶加工業者、茶流通業者（販売店を含む）等。

全国農業協同組合連合会三重県本部並びに三重県内の農業協同組合及び構成員（組合員等）、水沢茶農業協同組合及び構成員（組合員等）、亀山茶農業協同組合及び構成員（組合員等）、三重県茶商工業協同組合及び構成員（組合員等）、三重県茶業会議所会員並びに県内茶販売店等。

(2) 県外茶流通業者（販売店を含む）等。

県外茶流通業者（販売店を含む）が伊勢茶を原材料として茶商品を製造し、これに伊勢茶商標を使用するときは、三重県茶業会議所にその旨を届けることによって使用することが出来る。

ただし、県内茶流通業者等が伊勢茶商品として卸売りしたものを販売する場合は、この限りではない。

2. 伊勢茶商標を使用できる茶商品の原材料

伊勢茶商標を使用できる茶商品の原材料は、次の「伊勢茶ガイドライン」に適合するものでなければならない。

伊勢茶ガイドライン（三重県茶業会議所自主規定）	
<p>「生産条件」</p> <p>*各号の全てに該当すること。</p> <p>①三重県内で生産された緑茶であること。</p> <p>②天然自然の茶であること。</p> <p>③農薬使用基準、施肥基準に準拠して栽培生産された茶で、生産履歴が明らかな茶であること。</p>	<p>「流通条件」</p> <p>*各号の全てに該当すること。</p> <p>①三重県内で生産された茶以外の茶がブレンドされていない緑茶であること。</p> <p>②天然自然の茶であること。</p> <p>③JAS法、食品衛生法等を遵守した表示が行われ、生産加工の履歴が明らかな茶であること。</p>

3. 伊勢茶商標使用の届け出

前項1-(2)の伊勢茶使用の届け出事項は、使用する者の住所氏名とその商品名とし、様式は定めない。

4. 伊勢茶商標の使用差し止め（対抗処置）

伊勢茶商標の使用について、次の各号に該当するときは「伊勢茶商標使用審査委員会」に諮って、差し止めの処置を講ずる。

(1) 前項1に該当しない者が届けの手続きをしないで、伊勢茶商標を使用したとき。

(2) 前項2に適合しない茶に伊勢茶商標を使用したとき。

(3) その他「伊勢茶商標使用審査委員会」が伊勢茶商標を使用することが適当でないと認めた者並びに茶商品。